

第2回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成25年11月12日(火) 午後1時30分
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎第302会議室
- 3 出席委員 伊藤会長、山口副会長、柴委員、廣田委員、前田委員、松本委員
- 4 欠席委員 西村委員
- 5 事務局 安井財政部次長兼財政調整課長、伊藤財政調整課長補佐、菅原副主査、古川臨時職員
- 6 傍聴者 1名
- 7 議 題
 - (1) 新規及び増額補助金等に対するヒアリング(14件)
対象課：コミュニティ課(5件)、誘致推進課(1件)、障害者支援課(3件)、保育課(3件)、国保年金課(1件)、環境政策課(1件)
 - (2) その他
- 8 配付資料
 - (1) 平成26年度予算要求補助金等審査対象表(案)等
 - (2) 私立保育所整備費補助金(賃貸物件市単独補助分)について
 - (3) 平成26年度新規補助金及び増額等補助金にかかる評価について
 - (4) ヒアリング日程
 - (5) その他各担当課から配付された資料

開 議 13時30分

(伊藤会長)

第2回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の委員の出席予定としては、出席6名、欠席1名となっているんですが、現在は5名で、まもなく1名来ると思いますが、会議は成立していることをご報告します。

なお、流山市では「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定しており、原則

公開となっておりますので、本審議会も公開といたしますので、ご了解をいただきたいと思いをします。

では、議題に入りたいと思いをします。

本日は、「平成26年度予算に係る補助金のヒアリング」を行います。その前に、事務局から報告事項がありましたらお願いします。

(事務局)

私の方から実行プランにつきまして、すでにお渡ししておりますが、保育課の方で資料の追加ということで、先日、メールで配信させてもらっておりますが、改めて紙ベースでA4横型2枚にわたりますが、それを配付させていただきました。それから、今回の補助金等審議会にかかわる評価内容についても、データをメール配信しておりますが、今日は、A3サイズの縦長のものを紙ベースで出させていただきます。

先週お出しした資料の「資料3」、A4横型のものですが、私の方で金額の記載誤りがございまして、上の表のNo.50、保育課の認可外保育園保育料助成金で、金額のところをグレーで塗ってありますが、先にお渡ししたものが、642万9千円ということになっていましたが、正しくは643万円ということで訂正をし、今回、差し替えということで資料を提出させていただきました。

今日の午前中ですが障害者支援課の方で、今回ヒアリングをさせていただく実行プランの3件につきまして、一部記載誤りがあったということで、3件分それぞれ差し替えをし配付させていただきました。詳しい内容としましては、裏面にあります8番補助金の改革すべき点の文面中、審議会の答申をいただいている日付に一部誤りがあったということで、その日付を訂正したということ。それから9番目の26年度予算要求にあたっての担当の見解というところで、先にお渡ししたものについては、ここが25年になっていたということで、26年度に訂正させていただいて改めて差し替えをしたということです。事務局からは以上ですので、よろしければヒアリングの方をお願いします。

(伊藤会長)

それでは、さっそくヒアリングを始めたいと思いをします。本日の対象補助金は、お手元の一覧表のとおりです。

それでは説明の方をお願いします。なお、その後も控えていますので15分以内でお願いします。

<コミュニティ課：自治会館維持管理費(大規模修繕・冷暖房機器設置)補助金>

(コミュニティ課)

コミュニティ課の今井と申します。よろしくをお願いします。

自治会館維持管理費、大規模修繕冷暖房機器設置補助金について、ご説明させていただきます。当該補助金につきましては、昭和56年からの補助金の開始となっております。今で33年経過したところでございます。

目的につきましては、地域コミュニティ活動を促進するための集会施設である自治会館の大規模修繕及び冷暖房機器設置に要する経費の一部に対し、流山市補助金交付規則に基づき、予算の範囲において自治会に交付するものでございます。

内容につきましては、大規模修繕に要する経費、その経費の3分の1として、100万円を限度とし補助するもので、自治会活動を推進するうえで必要な補助と考えております。平成25年度につきましては、9自治会に406万円補助しましたが、26年度につきましては、10自治会に対し411万円補助したいと考えています。

なお、本補助金につきましては、当補助金等審議会の答申におかれましても、23から25年度とAの評価を受けており、本補助金は、地域コミュニティにおける自治会の果たす役割は極めて大きいものであると私も考えておりました。自治会の整備に対するものであり妥当であるというコメントを補助金等審議会からもいただいております。市としても自治会建設費補助については、コミュニティ施策の一環として自治会の活動を推進するうえで、自治会館の果たす役割は非常に大きいものと考えているところで、今後も継続していきたいと考えております。26年度につきましては、先ほど金額の方を申しあげましたが、411万円ということで各自治会の自治会館が老朽化しているため、順次、各自治会の要望に応えていきたいと考えているところでございます。

(伊藤会長)

委員の方で何かございますか。

(山口副会長)

金額の決め方を教えてもらいたい。金額は自治会からの要望をもとにということですが、要望がそのままなのか。

二つ聞きたい。一点は、自治会の要望通りやっているのか、それに市の精査は入っているのか。もう一つは競争なり、そういう形はとっているのか。

(コミュニティ課)

二点目の方から説明します。最低3社からの見積もりを各自治会でとってもらい、一番安いところという形になっています。

(山口副会長)

それは決める時ですね。要望の方はどうなっているか、たとえば、平和台2,3丁目自治会100万円となっているが、この100万円を予算計上する際の根拠は、ということです。

(コミュニティ課)

大規模修繕の場合、要綱の中に修繕に要する経費が20万円以上となるものに対し、その経費の3分の1として100万円、床面積が300平方メートルを超える鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造、その他耐久性の高い構造を有する自治会において、劣化を防ぐために必要な大規模な修繕を行う場合については、300万円を限度とするということになっています。

(山口副会長)

300万円の3分の1だから100万円が要求される。その300万円の根拠ですが、自治会の要望だけを素直に聞いているのですか。

(コミュニティ課)

そのために3社見積もりを取っています。

(山口副会長)

最初から自治会は、3社見積もりをして市の方に要望して一番低い額で申請しているということですか。そうすると、決定の時は市が出すという額で一番低いところへという形になるのか。それは自治会がすると思うが。

(コミュニティ課)

はい、そうなると思います。

(前田委員)

順次、老朽化しているために、これからもやっていかなければならないですよ。自治会は百八十いくつですか、建物も冷暖房もそれぞれ歴史も違うし老朽化もしていくので、これからも続けていかざるを得ないということですね。

(コミュニティ課)

続けていくという形になります。175の自治会の中でも、105の自治会が自治会館を持っているところです。

(前田委員)

今日のテーマと違うが、まちづくり協議会を作って云々というのがありましたよね。その条文を読むと、自治会はどんどん衰退しているとあるので、ちょっとうなずけないのですが、実際、自治会は衰退しているという現状はあるのか。

(コミュニティ課)

自治会館の活用というもので、利用率はかなり上がってきている。同じ自治会であっても、サークル的なものの利用ということで、皆さんの集まりの憩いの場として、かなりの利用率が各自治会であり、予約を取るのが大変というところもある。

(伊藤会長)

私が昨年、自治会の班長をした経験からすると、会館そのものが閉鎖ということではなく、会員が減っていて、そういう意味で衰退という意識があるのではないかという感じがしている。

それでは、15分という制約があるのでよろしければ次に入りたい。

<コミュニティ課：防犯灯電気料金等補助金>

(コミュニティ課)

防犯灯電気料金等補助金について、ご説明させていただきます。

補助金の開始時期につきましては、平成元年からということで25年経過してございます。自治会が負担している防犯灯の電気料金の一部を補助することで、夜間における路上犯罪の未然防止及び通行者の安全確保を図り、明るい市民生活環境の

向上に寄与することを目的としています。

効果といたしましては、自治会からの申請に対し、防犯協会連合会を通じまして防犯灯の電気料金を補助するという事で、自治会での防犯灯設備の充実が図れるほか、地域での自主防災意識の熟成が図られているという効果が得られます。

補助の内容につきましては、東京電力の公衆街路灯という料金区分の40ワットまでの電気料金を全額補助させていただきます。40ワットを超える電気料金の場合は、一部を補助するという内容になっております。

補助金等審議会の方からA評価を受けております。犯罪の未然防止及び通行者の安全の確保等地域の安全、安心に大きく寄与しているという評価を頂いています。市としましては、防犯灯は不特定多数の方が恩恵を受けるものであり、夜間の路上犯罪の未然防止という観点から、必要性が高いものであると考えているところです。ただし、改革を図る点としては、投資効果を高めるため、省エネルギーのLED防犯灯を推進する必要があると考えています。

26年度につきましては、24年度に実施された東京電力の料金改訂による電気料金の値上げ及び新規設置灯数を反映させていただいたところでございます。

(伊藤会長)

防犯灯について、委員の方いかがでしょうか。

(山口副会長)

2点ほどよろしいでしょうか。

LED化を進めていかなければいけないと思っているのですが、LEDの進捗状況、整備状況について、どのくらい把握されているのかというのが1点と、40ワットまでは全額免除で、40ワットを超えるものは一部補助ということだが、一部補助とはどのくらいか。

(コミュニティ課)

電気料金については40ワットまでが全額補助で、料金的なものがあって、40ワットまで、月200円だったら定額になる。中には60ワット契約を持っている自治会がある。たとえば、60ワットのもので250円で、40ワットが200円だとしたら、その差額50円は自治会の持ち出しとなる。

(山口副会長)

40ワットまでしか補助しないということか。

(コミュニティ課)

はい。

(山口副会長)

40ワットが限度なのですね。

(コミュニティ課)

はい。

(山口副会長)

整備状況は、かなり進んでいるのか。

(コミュニティ課)

各自治会がLED化を図っているところです。

(山口副会長)

新しく作るのをLED化しているのか。

(コミュニティ課)

変更もあります。

LED化としては、平成23年度が392灯、24年度が473灯、合計で865灯という形で、市内防犯灯が15,000灯強あるうち、LEDは1,000灯もない状況である。

(山口副会長)

約1,000灯くらいしかないのか、そんなもんですか。

(伊藤会長)

従来から使える電球もあるし、金額も張るしということですね。

(コミュニティ課)

切り替えのうまくなるところで、LEDに変えていくという形になる。

(伊藤会長)

他にいかがでしょうか。

(松本委員)

防犯のためには、夜間ライトは大変重要な機能を果たしていると思うが、防犯灯はできるだけ明るいことが条件だが、未遂事件がよく起きているところは、薄暗いところである。ここにLEDの指導をしていると書かれているが、設置件数も思ったより少ないので、実際に自治会にどのような導入指導をしているのか。具体的にどの程度指導しているのか。

(コミュニティ課)

LEDはここ数年だと思います。以前は20ワットの直管の防犯灯、それから32ワットの直管の防犯灯。時代によっていいものが出てきて、私どもも時代に合ったものを、自治会に勧めさせてもらってきました。32ワットに変えたときには、明るいということで32ワットに代えさせてもらいました。これから32ワットが主力になるなと思った時にLEDが出てきた。自治会の予算もありますし、老朽化という形の部分からLEDがよいと勧めてきていますが、現状、生きている防犯灯もかなりあるので、切り替えるという部分で費用も掛かりますし、もったいないという部分もあるので、急には自治会の方でも変えられない。新市街地など新たなところにはLEDとなってきます。また、新たに増設するところなどもLEDとなってきます。

(伊藤会長)

松本委員が言った、事件が起こるということは身に染みて感じているのですが、時々、市かどうかわからないのですが車で回ってきて、「ひったくりに注意」とか放送しているのですが、あれは市の車ですか。

(コミュニティ課)

私どもコミュニティ課が管轄している安全パトロール隊で、市民唯一のボランティア団体です。

(伊藤会長)

そういうのがせっかく回ってきてくれて、我々は耳で聞いているんですが、このあたりが薄暗くて危ないなど、声で呼びかけるのも重要ですが、このあたりが問題だとピックアップするというのも必要ではないか。

(コミュニティ課)

私どもの方で需要が入り次第、各自治会と話しをさせていただいて、このような補助金制度があるということをお願いをしているところです。

(伊藤会長)

よろしければ、次の防犯灯設置等補助金をお願いします。

<コミュニティ課：防犯灯設置等補助金>

(コミュニティ課)

続きまして、防犯灯設置等補助金の方に移らせていただきます。防犯灯設置等補助金につきましては、補助金の開始時期が昭和58年から実施しておりまして、31年経過しているところでございます。電気料と同じような形になるのですが、自治会が設置し維持管理する防犯灯の設置等に要する経費の一部に対し補助金を交付することで、自治会の設置費に対する経費の負担軽減を図ることを目的としています。

内容・効果といたしましては、自治会での危険個所に防犯灯を設置することにより、犯罪防止が図れるということでございます。

補助ですが、経費の2分の1を補助しています。蛍光灯につきましては、先ほどお話しした直管型の従来通りの防犯灯につきましては、限度額11,000円、32ワットの蛍光灯につきましては15,000円、LEDにつきましては、40,000円という形の補助をしているところです。26年度につきましてもLEDを推進していくということで、640灯分を計上させていただいているところでございます。防犯灯の設置については、犯罪を未然に防ぐ目的で自治会での設置をお願いしているところであります。住民の防犯に対する意識が高くなるにつれ、防犯灯の設置要望が多くなってきており、自治会においても会計が厳しい中での対応を迫られている現状でございます。以上の点から、省電力と長寿命であるLED防犯灯の導入を促進し、電気料金の削減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

(伊藤会長)

それではどうぞ。

(松本委員)

当然のことで一番最初にも書いてあるが、設置をしようとした場合は地区の業者

を使おうとする習慣がついている。これが前段に必ずあり、このような中で合い見積もりを3社必ず取っているか、また取らせているのか、その確認をしているのかというのが質問です。これをやらないと地元の業者だけを使い、それが安いかわからない。補助金の内容についてはオーケーだが、見積書のチェックは必ずしていますか。

(コミュニティ課)

ご指摘のとおり、複数から取るように指導はしております。

自治会の中にある電気屋さんというようなものもあります。頼んでもすぐ来てくれないとか、スピード的なものもありますので、その辺を考慮していただきながら、今ご指摘があったように、数社から見積もりを取るよう指導しております。

(山口副会長)

それは必須条件にはならないのか。事業そのものは悪いことではないので、いいと思いますが、市としても財政状況があるわけですから。LED化するのも長期的なビジョンで経費が安くなるためであり、最低でも一般競争みたいなことはしなくても、合い見積もりはできるはずなので。

我々も自治会に入っており、地域、地域に電気業者がいるのはわかっていますが、経費的には縮減を図っていくべきなので、その一つの方策として合い見積もりですよ。

(伊藤会長)

なれ合いにならないこと。

(コミュニティ課)

あとは契約の仕方として球交換がいくらとか、前もって契約を取っておく。

(前田委員)

防犯灯は、全市で何基あるのか。

(コミュニティ課)

24年度で、約15,000灯です。

(前田委員)

22年の審議会の時は40,000あって、そして27,500とか年々減ってきている。15,000とは一番新しいのか。昔はたくさんあったような気がする。

(コミュニティ課)

防犯灯の灯数は増えています。

(前田委員)

防犯灯設置等補助金となっているが、「等」とは何んですか。

(コミュニティ課)

防犯灯につきましては、東電柱につけるのも防犯灯ですし、何も無いところにポールを建てて設置するものもあり、ポールも補助の対象としている。照明器具だけでなくポールも含んでいるということで、「等」を入れさせてもらっています。

(前田委員)

防犯灯に限らず自治会館維持管理補助金もそうですが、これからずっと補助していかねばならないという性格のものが沢山あるわけですね。ずーっと続いていくわけなので、防犯灯に対する長期的な展望とか計画などの発想はないのかと、私は疑問に思う。何十年も続いていくわけなので、その議論はどこかでやらねばならないと思う。

(伊藤会長)

流山のいろんなところに、一戸建て住宅やマンションが建っている。都市計画課が、環境のガイドラインというか指導をしながらやるときに、ある程度の経費が掛かるのはやむを得ないと思うが、都市計画課とうまくコンビを組み合わせながら、それをいかに軽減、あるいは事業者負担というか、マンション等作る並木に、防犯・安全のために事業者は当然防犯灯の設置義務があると思う。

(コミュニティ課)

開発を行う場合、私どもも業者と防犯に関する事前協議をしております。防犯灯設置ということで、事業者に対してつけなさいよと。つけたものについては、自治会等に移管していただくようにしています。

(伊藤会長)

私が言いたかったのは、市あるいは自治会が負担するのではなく、事業者も負担すべきということです。

(コミュニティ課)

市は、事業者の方に設置について指導はしている。

(伊藤会長)

効率的に資金を使う。

それでは、次に入っているいいですか。

<コミュニティ課：防犯灯部品交換費補助金>

(コミュニティ課)

防犯灯部品交換費補助金について、ご説明させていただきます。

この補助金につきましては、平成23年から2年経過しているところです。今、お話しさせてもらったのが、防犯灯設置等補助金、防犯灯の電気にかかわる補助金、今回は防犯灯の蛍光管とかの部品を交換した時の補助金です。防犯灯の部品の交換に係る経費の一部に対して、自治会に補助金を交付するものでございます。防犯灯は自治会が、その区域の治安維持のために設置するが、道路等の公共の空間を照らすことで自治会員以外の市民に対しても利益をもたらすので、その維持管理について補助することにより市民の安全に資するということが目的でございます。

効果・内容につきましては、自治会の金銭的負担の軽減、球切れ等に迅速に対応することにより、地域の治安維持が図れるということが効果でございます。

補助金につきましては対象経費の2分の1で、部品1個当たりの限度を定めてお

ります。直管蛍光灯で1,000円、直管蛍光灯以外では1,500円、防犯灯につきましては、夜間暗くなるとつく、明るくなると消えるという自動点滅器のもので、1,000円という形で補助をさせてもらっています。平成23年度から補助が始まりましたが、省電力と寿命の長いLED防犯灯に切り替えが進むと、蛍光灯の部品交換件数は、平成32年頃まで減少するという形でございます。平成33年頃になりますと、LEDの球切れが出てくるのかなと予想しまして、今後、予算計画が必要であると考えています。

(伊藤会長)

質問はいかがですか。

(前田委員)

前回のでもA評価の答申が出ており変わらないということで、これでよろしいと思う。

(伊藤会長)

それでは、コミュニティ課は最終の自治会館をお願いします。

<コミュニティ課：自治会館建設費補助金>

(コミュニティ課)

資料の訂正があるので、それを配らせていただきます。

自治会館建設費補助金の25年度なのですが、補正を組みまして補助金の額を増額いたしました。増額をした理由をご説明させていただきます。

25年度の自治会館建設費補助金の対象自治会が、北自治会、美田自治会という形で予定していたところですが、急遽、東初石5,6丁目自治会、これはおおたかの森駅、現在、URの方で土地区画整理が進んでいるところの自治会でございます。

自治会館建設費補助金につきましては、補助金額が大きいことから、自治会に対して5年、10年という期間で、自治会館建設計画を調査するとともに、毎年予算編成時に、最終的な要望書の提出を依頼し、計画的な運用に努めているところでございます。今年度補正予算で対応した東初石5,6丁目自治会につきましては、T×沿線整備にかかわる区画整理区域内に自治会館があり、将来的に移転する必要がございましたが、自治会の予算では新たに自治会館用地を取得することが出来なかった。こうした中で、施行者のUR都市機構から、急遽自治会館周辺地域の工事を年内に着工するということが決まりましたことから、自治会としては熟慮の末、自治会員の所有地を自治会が賃貸借契約することで、自治会館用地を確保することになったところでございます。当該自治会館は、自治会班長会議、老人会の食事会、近隣自治会の会館貸出等、地域におおきく貢献している施設であり、地域コミュニティの醸成に必要なことから、継続的な施設の利用が可能となるよう補正予算により対応したところでございます。補正予算の額は190万円でございます。26年度につきましては、今のところ要望する自治会はございません。

(伊藤会長)

質問はいかがでしょうか。

(山口副会長)

190万円の倍で380万円。自治会館を初石5,6丁目に建てたんですか。

(コミュニティ課)

今まであった自治会館が、URの土地区画整理によりまして立ち退きを強いられ、それに伴いまして、急遽自治会館を移転して建てたということへの補助金です。

(山口副会長)

190万円くらいなのですか。

(コミュニティ課)

見積金額が、税込みで3,922,750円に対しての補助額が190万円でございます。

(山口副会長)

その位なんですか。

(コミュニティ課)

プレハブのものです。

(伊藤会長)

ほかにいかがでしょう。

(柴委員)

プレハブの作り変えでどのくらいの大きさか。

(コミュニティ課)

今までの自治会館と同規模のもので、大きさとしては建物で53.7平方メートル、約16坪の平屋プレハブです。

(伊藤会長)

よろしいですか。

(松本委員)

26年度は、本当に請求自治会がないのか。

(コミュニティ課)

先ほどお話しした通り金額も大きいので、各自治会には計画的にあげていただいておりますが、26年度分につきましては今のところ要望はありません。

(松本委員)

工事が完成してからの請求か。予算というのは、完成する前に事前に要請をして許可をもらい建設すると思う。分割でやらざるを得ないというような主旨が書いてあるので、1回だけでなく出来上がってからも申請がありうるということか。1回だけの補助で終わりかという質問です。

(コミュニティ課)

一つの建物に対して1回だけです。

(伊藤会長)

コミュニティ課は以上で終わりとします。まちを明るく、効率的に資金をお願い

します。

< 誘致推進課：企業立地促進奨励金 >

(伊藤会長)

誘致推進課、企業立地促進奨励金のヒアリングを行います。

(誘致推進課)

誘致推進課の武井と申します。よろしく申し上げます。

適正化実行プランに基づき、説明させていただきます。

補助金名につきましては、企業立地促進奨励金でございます。

補助金の開始時期は、平成19年度で7年を経過しております。

根拠となる規則、要綱等でございますが、流山市企業立地の促進に関する条例と条例施行規則となります。条例と施行規則については、平成18年4月に施行したものでございます。平成26年度の予算要求額としては990万円となっております。平成25年度の当初予算が290万円ですので増えてございます。

補助金等の趣旨、目的でございますが、本市の立地企業に対し奨励措置を講ずることにより、企業立地の促進、市民の雇用の増大及び市内の企業の事業機会の拡大を図り、もって本市の産業の振興に寄与することを目的としてございます。

内容と効果でございますけれども、対象となる企業につきましては、流山市の立地企業であって、投下固定資産額が1億円以上、常用雇用従業員が10人以上、国税、都道府県税及び市町村税を完納している企業に対し、当該事業所の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額を立地した日の属する年の翌年の4月1日から起算して5年間、本社の機能を有する場合は、7年間の期間交付するものでございます。このことにより企業立地の促進を図り、産業の振興に寄与すると考えております。具体的な効果としましては、企業が所有する土地、建物、償却資産に対し、当然、市税が課税されることとなりますので、それが将来にわたって流山市に入るということと、立地した企業に対し法人市民税が課税されますので、そちらも継続して入るといのが直接的な効果でございます。それから企業が、市内で様々な経済活動をいたしますので、当然、事務用品、燃料、飲食などの消費や、市民雇用の創出が期待されているところでございます。本市の場合、つくばエクスプレスが開業してから人口の伸びが著しいですが、企業の誘致により従業員の移住も期待されます。それと、市内にいろいろな企業がありますので、そういった企業とも連携が図れるなど、いろいろな意味で効果があると考えております。

次に、対象事業の施策的な位置付けですけれども、基本計画、実施計画の5節に、工業の強化と新たな産業の創造というところに位置付けられています。

今回の26年度予算要求額の算出の考え方ですけれども、基本的には当該事業所の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額を計上してございます。その内訳としましては、平成21年に立地した企業が1社分で190万円、こちらの企業は平成28年までが対象期間となっております。それと、平成24年立地した企業1社分100万円、こちらは29年までです。平成25年立地企業1社分700万

円、こちらは平成30年までの予定です。合わせて3社分990万円を、今回計上させていただきます。平成26年度は、前年度2社に対して3社となっておりますので増額しているところでございます。

次に補助金の推移でございますけれども、平成23年度が実績として651万4千円、24年度が190万円、25年度見込みとして290万円ということでございます。補助対象件数も、23年度2件、24年度1件、25年度2件というところでございます。したがって、26年度はさらに1件増える状況です。

続きまして補助金等審議会の答申では、本市の産業の振興・雇用の創出に寄与するものとして、本事業の必要性について認めていただいております。本事業につきましては、産業の振興・雇用の創出などのほか、TX沿線で進められている区画整理事業に合わせまして、良好な市街地の形成ですとか、今後の市のイメージアップなど本市のまちづくりに寄与する事業であると考えております。こういう事業と合わせまして、奨励金対象事業の見直しなども、今後定期的に行っていきたいと考えております。

平成26年度予算要求にあたっての担当課の見解といたしましては、企業誘致を推進するうえで、企業に対する優遇制度は重要な役割を担っていると考えております。特に本市に本社を立地した場合の補助金交付期間7年間は、他市と比べて優位な制度となっておりますので、我々はこれを使っていきたいと考えているところで

す。

次に、適正化実行プランですけれども、平成24年度は、企業誘致のパンフレットを作っておりますけれども、今まで日本語訳だけだったんですが、英語も記載したものを作っております。こういうものを活用して、今後外資系企業なども誘致していきたいと思っております。また、千葉県でも同様の奨励金制度を持っておりますが、現在、この奨励金制度の見直し等を県が検討しているところなので、流山市としましては、これら県の動向に注視しております。平成26年度につきましては、社会経済情勢や企業立地動向を踏まえ、必要に応じ制度内容の見直しを検討します。これらの活動を通しまして、TX沿線整備事業がどんどん進んでおりますので、さらに業務施設用地が増えてまいります。この増えた土地について、早く市街化が見込まれるように、この制度を使っていきたいと考えております。

(伊藤会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(松本委員)

26年度予算990万円というのは、24年、25年、過去3社に対する金額で、26年で新規のものはないのですか。

(誘致推進課)

現在25年度で、企業誘致活動はしておりますが、なかなかすぐ結果が出ないということです。引き続き、機会があれば色々な企業を誘致してまいりたいと考えており、26年度はこの企業、というのは決まっていないところです。

(松本委員)

私が聞きたいのは、確定した金額の予算だけではなくて、26年度必ず1社連れてくるから、プラスアルファをつけなくていいのかということ。

(誘致推進課)

25年度に立地した企業は翌年度予算に計上していくので、26年度に立地したものは、27年度予算に計上していくという形になります。1月1日時点にいないかで課税が決まりますので、その辺の予算措置は十分余裕を持ってとりますので大丈夫です。

(山口副会長)

23年度の651万4千円がありますが、これと今の説明との関連性はどうか見ればいいのか。

(誘致推進課)

23年度は2社に対して奨励金を出してございます。1社は24年度と同じ会社ですので、概ね190万円の支出でございます。651万4千円から190万円を除いた金額がもう1社になるという形になります。前は19年から、19,20,21,22,23の5年間で、23年度で終了ということです。

(山口副会長)

25年までトータルで4社誘致したということですね。残り700万円位ということで、かなり大きいのですが。

(誘致推進課)

今回は、おおたかの森に300坪くらいの研究所が出来ました。土地の面積も非常に規模が大きいということで、今までの奨励金よりも増えております。

(山口副会長)

雇用の効果というのはあったのか。端的に言えば、他の市から流山市に入ってきたのか、流山市民の雇用がなかったとか、端的に見える変化があったのか。

(誘致推進課)

今まで立地している企業は、専門性の高い、たとえば、セントラルパークに来たIT関連企業というのは、ソフトを作るということで誰でも雇用できるものではないので、そういう会社は難しいようです。今回の対象となる企業は、市民のパートナーを雇用していただいている。

(山口副会長)

直接的に雇用面の効果が出ているということですか。

(誘致推進課)

移転されてから従業員の方が引っ越されるという例は、また別ですが。

(前田委員)

流山市の場合は、土地自体がないですからなかなか難しい。おおたかの森あたりは若干あるんでしょうが。

(誘致推進課)

やはり、メインとなるのはつくばエクスプレス沿線で、640ヘクタールの区画整理が進められていますけれども、そのエリアに新たな企業が進出するのがほとんどでございます。

(伊藤会長)

商工活動の活性化と人口流入という面で大いに賛成なのですが、すべてが賛成ではなく、工場のばい煙や排水の問題もある。補助金はお金をあげるというだけでなく、外国などでやっている優遇税制、あるいは商工業団地みたいなものに依存するのも一つの方法だなと思っている。

(誘致推進課)

基本的に私どもの奨励金の対象となるのが、一番最初のスタートは製造業という形でスタートしております。その後、流山の環境に合わせてもう少し知識集約型の企業が立地しやすいように制度の見直しをしておりますけれども、製造業が立地できる工業系用途というものが無いので現状では非常に難しいかなと思っています。流山インターチェンジ周辺は非常に交通の利便性がいいということで、すでに物流施設が1つ建っていますけれども、今後、機会があれば物流施設などもそういうところへ誘導していきたいと思っています。

(前田委員)

市長のコミュニティの意見が出てやりとりした報告書があるんですが、その中におおたかの森の中に市の土地があるので、いずれそこに、500席くらいでイベントができるホールやホテルを誘致したいと考えているというのがある。これからの話で、まだ具体的になっていないと思うが現実にはあるのか。

(誘致推進課)

私たちの業務の一つで、おおたかの森駅前に1ヘクタールの市有地があり、まだ造成はできていませんがあと数年で完成しますので、その土地活用というのも私たちの仕事となっています。すでにセントラルパーク駅前市有地には、暁星国際学園の幼稚園と小学校を誘致してございます。次の展開としては、おおたかの森の土地が出来次第、現在ショッピングセンターにテナント料を払って、市民課の出張所が入っていますが、せっかく市有地がありますので、そこにもう少し施設規模を拡充し、サービス内容も充実した形にして市の出張所を作ったり、駅前の賑わいを作るために500人規模のホールや民間施設としてホテルですとか、それに関連する商業業務施設なども入れて、複合的な活用をしたいと思っています。ただ時間的には数年かかるという状況です。

(伊藤会長)

ホテルは立地上すごく良いと思う。外国のビジネスマンが来的时候に、流山というのは、TXが出来て東京に行くのに2,30分で行けて、つくばという研究都市にも近い。日本人のビジネスマンというよりも外国人を含めたいうで、ホテルは非

常に便利なものである。

(誘致推進課)

流山はご存じのとおり、流山市内には宿泊できる場所が全くないので、産業界からも是非作ってほしいという要望を受けておりますので、今需要の調査をしているところです。皆さん宿泊だけでなく、会議ですとかイベントで使っていただくというのも一つですので、流山市内でいろんな活動している方が、どれくらいの頻度で利用できるのか、それを情報として出すことでホテル側にも関心を高くしていただけると考えております。

(山口副会長)

セントラルパークの暁星国際というのは幼稚園ですか。

(誘致推進課)

幼稚園と小学校です。幼稚園は来年4月開園です。小学校は28年オープンです。東葛病院が隣接して造られていますので、セントラルパークは非常ににぎやかになると思います。

(伊藤会長)

是非、ホテルを積極的に誘致してください。

< 障害者支援課：心身障害者一時介護料助成金 >

(伊藤会長)

障害者支援課のヒアリングが始まるのですが、1件につき15分以内でご説明いただいて、その後質疑を行います。

(障害者支援課)

心身障害者一時介護料助成金について、ご説明させていただきます。

補助金の開始時期としましては平成7年度から開始しました。

1番の補助金等の趣旨及び目的と2番目の内容、効果については、在宅障害者あるいは(児)を介護している保護者が、疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に有料で介護人に介護を委託した場合、介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成するもので、保護者の精神的、肉体的及び経済的負担の軽減を図るものでございます。委託保護の理由としましては、保護者または家族の疾病、出産、事故、冠婚葬祭、介護疲れ等によって介護が出来なくなった場合となります。

プランの4番目、算出基準ですが、助成額としましては、年間助成額1人当たり5万円が限度でございます。4時間未満の場合、日額で2,500円以内、4時間以上の場合、日額で5千円以内の助成ということになっています。実績としましては、24年度実績は1,992,500円、これは対象者61人でございます、延べの利用人数としましては、466日分ということになりました。25年度の支出予定額は、239万1千円を見込んでございます。平成26年度につきましては、この239万1千円から、さらに増加が予想されますので20パーセントを見まして、287万円を計上したいと思っております。

裏面になりますが、8番、本補助金の改革すべき点ですが、平成24年12月25日の補助金等審議会の答申ではA評価を頂きました。障害者及び保護者の安定した在宅生活を支援するための助成ですので、今後も継続したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

9番目の平成26年度予算要求に当たっての担当課の見解ですけれども、前段でも申しあげましたが、この制度は、障害者及び保護者の安定した在宅生活を支援するための助成です。したがって、今後におきましても引き続き一時介護料の助成を行っていきたいと考えております。また、平成26年度も利用者の増加が見込まれることから、補助金の増額を要望するものでございます。

(伊藤会長)

委員の方、いかがですか。

(山口副会長)

裏面の26年度助成対象障害者の増加ということで、表の4、積算で1.2になっていますよね、今年度も補正で増やして2割増なのですが、これは在宅障害者が増えているのですか、在宅障害者で介護を委託している人が増えているのですか、どう理解すればよいか。

(障害者支援課)

障害者も実際には増えております。ちなみに障害者手帳を持っている人の数ですが、23年度で5,501人、24年度で5,611人、25年度はまだ出ておりません。内訳としまして精神障害者の方が非常に多くなっています。身体障害、知的障害は微増です。最近の傾向としては、精神の障害の方々が増加しています。あとは利用者の増加です。今まで利用していなかったが、この制度を利用するという方々が増えてきています。

(伊藤会長)

質問いかがですか、よろしいですか。それでは次をお願いします。

< 障害者支援課：障害者支援施設等通所交通費助成金 >

(障害者支援課)

資料を配らせていただきます。今お配りした資料は、後ほど簡単に説明させていただきます。障害者支援施設等通所交通費助成金でございまして、補助金等の開始時期としましては平成19年度からになります。

補助金等の趣旨、目的ですが、福祉作業所等に通勤する障害者の通勤に係る交通費を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図ろうとするものでございます。

内容、効果といたしましては、福祉作業所等の賃金は非常に少額でございます。通勤交通費を差し引くと毎月ほとんど手元に賃金が残らない。このため、障害者の就労意欲や自立意欲の向上を促し、あわせて生活の安定を図るため、心身障害者小規模福祉作業所、精神障害者共同作業所、心身障害者福祉作業所等に通う障害者に

通勤費を助成するものでございまして、今お配りした資料をご覧いただきたいと思いますが、流山市内には、こちらにあります12か所の就労系の支援施設がございます。こちらの方に通っている障害者。右側の方を見ていただくと月平均工賃とありますが、工賃といたしますのが賃金、月額給与です。こういうところで作業しながら、工賃としていただけるのは、そこに書いている金額になります。一番多いのが平成24年度ですと、上から4段目、かたぐるま、アモールですね。ここに通っている方では、月平均ですと26,155円と非常に低い賃金になっています。アモールというのは市役所の中にある喫茶室です。そこで働く障害者の方々の月平均賃金が26,155円です。

4番目の算出基準でございまして、補助額が交通費の2分の1で5千円を上限としております。市内外の作業所等27か所、こちらの資料では、市内12か所だけを用意してありますが、市外に働きに行かれる方もいらっしゃいますので、あわせますと27か所となっています。平成23年度の実績としては3,014,490円、平成24年度実績としましては3,775,410円、前年比25.2パーセントの増でございまして、平成25年度支出予定額としましては、3,524,000円の15パーセント増で考えておまして、4,053,000円ということになります。平成26年度につきましては、同じく15パーセントの増加ということを見込みまして、4,661,000円を予算計上させていただきたいと考えております。

裏面にいきまして、8番本補助金の改革すべき点ですが、昨年度の審議会の答申ではA評価を頂いております。福祉作業所等の賃金が上昇し、障害者の勤労意欲の向上が図られれば、こうした助成は少なくなります。現状では困難でございまして、そこで9番の26年度予算要求に当たっての担当課の見解ですが、結論としては、しばらくは本制度を実施したいと考えております。また、26年度も施設に通所する障害者の数が増加する見込みであることから、補助金も増額をお願いしたいと考えています。

(伊藤会長)

はい、どうぞ。

(松本委員)

月平均工賃は、単位が円で、1人当たりの工賃という意味ですね。

(障害者支援課)

ですから工賃という言い方をしていますが、賃金の場合は最低賃金があり、千葉県ですと777円となっています。そこまで達していないので、工賃という言い方をしています。私先ほど、賃金とか給料とか言いましたが、そういう性格のものではなくて、ここで訓練をして一般就労に結び付けていくということです。

(松本委員)

経営者側からすると、極端に言えば雇ってあげているということですか。

(障害者支援課)

雇ってあげているということではなく、就労を支援しているということです。

(山口副会長)

一般雇用に就労しているという方は何人かいるのですか。

(障害者支援課)

実態の把握は今のところしておりません。ただし、市が福祉サービスとしてかわる就労継続支援B型施設や地域活動支援センター型の施設ですと、障害でも重度の方が多くいます。なかなか一般就労は難しいです。ただ、市外の施設では就労施設A型の施設があります。比較的障害程度の軽い一般就労を見込める方のための施設ですが、一定期間訓練をして一般就労に結びつくケースもあります。

(山口副会長)

市内の施設では、なかなか一般就労は難しいですか。

(障害者支援課)

ゼロではありません。

(山口副会長)

何人かはいるのですか。

(障害者支援課)

何人かは過去にいます。

(山口副会長)

直近では実績はないんですか。

(障害者支援課)

直近ではないです。

(山口副会長)

やはり難しいのでしょうか。

(障害者支援課)

難しいです。

(前田委員)

通勤費を頂くわけですけれども、場所にもよると思いますが1回にどのくらいなのか。

(障害者支援課)

通勤費の平均ですか。1か月5千円が上限ですが、昨年ですが、平均しますと月約1,400円です。

(前田委員)

なかなか厳しいですね。

(伊藤会長)

よろしいでしょうか。次をお願いします。

< 障害者支援課：就労支援施設利用者負担金助成 >

(障害者支援課)

就労支援施設利用者負担金助成ということで、補助金の開始時期としては、平成19年度ということになっております。

1番の補助金の趣旨、目的ですが、障害者自立支援法が平成18年に施行されました。それから、様々なサービスが提供されるようになりましたが、一方で利用者の原則1割負担が導入されました。通所交通費の助成でも申しあげましたが、障害者の賃金が非常に低いために1割負担が発生することにより、就労意欲の減退を防止することと合わせて、生活の安定を図るために助成をするものでございます。

4番の算出の基準ですが、既存の利用者としましては現在6名です。合計326,826円を助成しております。新規利用者1名を見込みまして、平成26年度は426,426円に増額したいと考えております。これを見ますと非常に人数が少ないと思われませんが、原則1割負担なんです、こういった就労支援施設は、サービスを利用した場合は、非課税世帯あるいは生活保護世帯は利用料がゼロですので、こちらの7名の方は市民税が課税されている、何らかの収入があるということです。

裏面の本補助金の改革すべき点、こちらの方も平成24年12月25日の補助金等審議会の答申でA評価を頂いているものでございます。就労支援施設の法人収入は依然として安く、障害者及び家族の経済的負担が大きくなっている現状があります。利用者負担増が原因で障害者が必要なサービスを利用しないということを防ぐためにも、この助成は有効であり必要であるものと判断しています。

9番目の平成26年度予算要求に当たっての担当課の意見でございますけれども、26年度の予算要求に当たっては、就労支援施設利用者が増加傾向にあるため、1名分を増額したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(伊藤会長)

質問ありますか。

(山口副会長)

8番の下から3行目のところの、「雇用に結びつく助成金利用者も増えてきており」のところなのですが、雇用に結びついているんですか。

(障害者支援課)

必ずしも雇用に結びつくとは限りません。利用者の負担軽減を図ることが主な目的です。さきほどの交通費はかなりの人数がいましたが、ここにある6名というのは、市民税が課税されている、自己負担がかかる方です。例えば1年前は働いて、いろんなことがあって、精神的ストレスがたまって働けなくなってしまった。そして障害者のサービスを使いながら訓練を受け、ステップアップをして、通常の雇用状態に社会復帰していくこともあります。

(山口副会長)

そういう方が対象なんです。就労支援利用者の非課税の方々も雇用に結びつけると。ここの利用者というのはそういう方が多いと理解していいのか。

(障害者支援課)

さきほどB型の施設の中でも働くのが難しいと話をさせていただいたんですが、これ以外にも就労者の施設がありまして、雇用を目指した施設が市内と都内にもたくさんありまして、そういうところに通っている方々にもお出ししています。

(山口副会長)

所要施設はどのくらいあるのか。

(障害者支援課)

市内にも12か所あり、柏市、松戸市、流山市から通っている方は近隣のところが多い。中には東京に通っている方もいます。

(障害者支援課)

先ほどは市内の施設だったんですけども、それ以外にも東京都内、近隣では柏市、松戸市にもかなりの数の施設があります。

(山口副会長)

雇用に結びつけるような訓練をしているのですか。

(障害者支援課)

やるような施設もありますし、流山市内でいいますと「さつき園」とか知的障害の就労支援Bの施設なのですが、精神障害の方がいるところだとか、東京都内とかはかなり訓練内容のレベルが高いです。

(障害者支援課)

就労支援A型とかB型と言っているんですが、就労支援移行施設とか、もちろん就労を移行するための支援施設ですから、こういったところに通われている方は、比較的雇用に結びつく。またA型に通っている方もそうです。

(山口副会長)

この6名の方というのは、うまくいけば就職に結びつくということですか。

(障害者支援課)

そういう可能性があります。

(障害者支援課)

ただずっと1年間通してではなく、1か月、2か月でまた就労に結びつく方もいらっしゃいます。

(伊藤会長)

ほかになければ私から、冒頭1のところの障害者自立支援法により就労支援施設利用者というのは障害者でよろしいか。

(障害者支援課)

はいそうです。

(伊藤会長)

わかりました。これで障害者支援課のヒアリングを終わります。

(事務局)

きりがよいので、休憩を取りたいと思います。

【 10 分間休憩】

< 保育課：私立保育所整備費補助金（賃貸物件市単独補助分） >

< 保育課：認可外保育園保育料助成金 >

< 保育課：私立保育所 A E D 設置事業補助金 >

（伊藤会長）

保育課のヒアリングを始めたいと思います。質疑を含めて 15 分以内でと思っていますのでよろしくお願いします。

（保育課）

基本的には同じような目的ですので、まとめてご説明させていただくことは可能でしょうか。

（伊藤会長）

それで結構です。

（保育課）

本来、個々の補助金であります私立保育所 A E D 設置事業補助金、認可外保育所保育料助成金、私立保育所整備費補助金の賃貸物件市単独補助分の説明を行うべきですが、全体の背景がすべて同様の実情なことから、まずは流山市の保育事情についてご説明させていただきます。流山市は流山市子育てにやさしいまちづくり条例を制定し、子どもの健やかな成長を願い、次世代を担うすべての子どもの幸せを図ることにより、活力ある流山市の実現を目指しております。そして子育てにやさしいまちづくりは、将来の本市の活力と財政基盤を支えていく共稼ぎの子育て世帯に、本市を選んでいただくための方策であり、本市の最重要施策として位置付けております。具体的には、千葉県下でもトップクラスの保育所整備をはじめ、駅前送迎保育ステーションの整備、また学童クラブの整備を中核として取り組んでおります。その結果、平成 23 年度からは、子育て世代の人口比が高齢者世代を上回るようになり、合計特殊出生率は、平成 23 年度全国平均 1.39 を上回る 1.49 まで上昇し、県内第 2 位となりました。ただし、保育所整備補助金は国の方針により、公立は対象とはならず、社会福祉法人等による私立に限られております。なぜならば、保育所は社会福祉法に基づく第 2 種社会福祉事業であり、民間事業者も営利を生み出せない公益的事業として位置付けられており、待機児童解消のためには、より多くの保育所事業者の参入が必要であるためです。お配りした資料のとおり、本市の保育所整備は、平成 23 年度が 492 人、平成 24 年度では 260 人、平成 25 年度 255 人の定員を増やしてまいりました。しかしながら、これらの整備を図り定員を増やしても、まだ、待機児童は平成 23 年 4 月で 43 人、24 年 4 月では 81 人、25 年 4 月では 57 人と、待機児童が発生しております。また、来年度にも約 700 人規模の保育所整備を行う予定ですが、おおたかの森地区や南流山地区の人口が急速に増加していることから、この整備では待機児童を解消できないものと推計しており、平成 27 年度以降も保育所整備は、継続的に推進する必要があると思

います。そこで、今後の課題の一つには、保育所整備をする法人の確保があげられ、そのためには、まちづくりの必要性、保育所という公益性を考慮した補助金の整備が必須要件と考えております。

それでは順に、個々の補助金についてご説明申し上げます。

最初に私立保育所AED設置事業補助金、次に認可外保育所保育料助成金、私立保育所整備費補助金（賃貸物件市単独補助金）の順に説明させていただきます。

私立保育所AED設置事業補助金は、先にご説明申し上げました流山市子育てにやさしいまちづくり条例の目的に沿い、自動体外式除細動器、通称AEDを設置する費用及び再リースに係る費用の一部を助成するものです。AEDの設置は、初期の救命体制を整え、子どもや保護者、あるいは市民全体に対し、安心の確保を図ることから、市内の私立保育所に対してAEDの設置を進め、その費用の一部を補助するものであります。来年度は、平成26年度に新たに開設されます、おおたかの森地区の（仮称）けやきの森保育園おおたかの森園とおおたかの森ヒルズナーサリースクールの2園分の費用を増額するものです。

（保育課）

場所的には、お配りしました広報の中面を見ていただきまして、丸の25番、流山おおたかの森駅から北の方、初石の方へ向かったところに、けやきの森保育園おおたかの森園を4月1日に開設しようと思っています。もう一つは、流山おおたかの森駅前の駅ビルの方で、新たに、おおたかの森ヒルズナーサリースクールという保育園を4月1日に向けて、今工事を進めている最中でございます。

（山口副会長）

この25, 26ですか。

（保育課）

そうです。

（保育課）

次に、認可外保育所保育料助成金についてご説明申し上げます。

この補助金は、新規に設立する補助金でございます。調書の内容が変わっていますので、口頭でご説明させていただきますのでご了承ください。

先の流山市の保育事情でご説明申し上げましたとおり、流山市では平成25年4月で国基準の待機児童数が57人発生しております。この57人は、本来、市内保育所に入所しなければ生活に支障が出る人たちですが、入所できずやむを得ず認可外保育所や一時保育またはベビーシッター等を活用し、本来、保育所に入所した場合に、市が示す前年度の所得に応じて算出する保育料より、高額な保育料が発生していることも事実でございます。このため、国基準である待機児童を対象に認可外保育などに就園している乳幼児の保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児の健全な育成を図るため当該保護者に対し、認可外保育所保育料助成金を支出するものでございます。

補助金等調査票、補助金適正化実行プランでは、市内に、現在2か所あります認

可外保育所を明記させていただきましたが、待機児童になった保護者は、市が把握できない様々な保育サービスを利用していることが想定されます。そこで待機児童が解消できるまでの間、認可保育園に入所申請しても入所できない待機児童を対象として、現時点では、平成27年度までの2年間の時限立法として、補助の支出を予定しております。内容が一部変更になっていることは大変申し訳ございませんが、内容としては保育料との差額、上限1万円を補助するものでございます。

次に最後になりますが、私立保育所整備費補助金の賃貸物件市単独補助分についてご説明申し上げます。

国が定める保育所整備の補助金は安心こども基金とありますが、当該補助金は、主に戸建て整備型と借家を活用した賃貸型に大別されます。市ではこれまで戸建て型を主流にしていたのですが、特におおたかの森駅周辺では、保育園用地が高額となるため、戸建て施設を整備する土地を確保することは困難な状況です。そこで、今後はマンションの一部等を利用した賃貸型による保育所整備が有効な手段となってまいります。

市では、施設整備を行う社会福祉法人などに対し、私立保育所施設整備費補助交付要綱に基づき経費の一部を助成しております。この財源には前段のとおり、国が千葉県に設置した安心こども基金が、戸建てでは基準額の3分の2、賃貸型では2分の1が充当されます。さらに賃貸型には、安心こども基金により上限4千万円の2分の1が補助されます。このためマンションの一部を利用し保育所を整備する場合、営利を生むことが出来ない保育所運営という社会福祉事業を行う社会福祉法人等は、4千万円を超えたその後の賃貸借料の経費が多くなることから、本市における整備は、手掛けないという状況になります。そのため、公益的事業であり、必要性が高い保育所整備を進めるためには、単独で賃貸料を補助する必要があると考えております。このことから、賃貸物件による保育所整備の場合、賃貸借期間を10年とし、私立保育園が安定的に事業を進めるために、現在の安心こども基金の補助が終わった後も、法人負担が4分の1となるようにするものでございます。

以上のことから、何卒、ご理解を賜りますよう委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。

(伊藤会長)

説明いただきましたので、委員の方から質疑をお願いします。

(山口副会長)

認可外保育所というのは2年間の時限補助ですけれども、さきほどいった57人の待機児童がゼロになるのが27年だから、26年、27年までの2年間をやりたいということですね。643万円の積算根拠について上限1万円といいましたが、この積算根拠がわからない。これはどういう積算なのか。

(保育課)

認可外の月額保育料が平均58,000円くらいになります。1,2歳とか年齢によって保育料の金額が変わってきます。最大は65,000円となります。

(山口副会長)

ちびっこランドでいくと月約58,000円ですよね。ここに例が書いてあるが。

(保育課)

実行プランの当初のところは途中で変更になり、参考にならないというのはちょっと変な言い方ですが、別の資料で積算させていただきます。流山で最高が65,000円に対しまして、民間の保育所ちびっこランドの1,2歳については、だいたい65,000円で同じくらいです。3,4歳になってまいりますと、市が30,000円に対して、57,000円とか48,000円くらいの金額をお支払していただいております。その差額の補助というようなことで、10,000円を上限としまして、市の負担を超えて支払っている方に対して、10,000円の補助をしようとする考えでございます。

(山口副会長)

643万円というのは、57名の方々を個別に見た場合、どうなるのか。

(保育課)

個別に見た場合想定ですが、10,000円の差額の上限分を見て、25年4月1日現在、待機児童57名いますので、57名×12か月×10,000円の計算でいくとその程度になります。

(山口副会長)

57名の12か月の10,000円という計算になるわけですか。上の文章で「考えられる」となっているが、確実に57名が民間に行っているであろうと推定のもと計算されているのか。ちびっこランドへ8名とか書いてあるが、必ずしも全体を把握しているわけではないということか。

(保育課)

はい、そうです。

方法として待機児童が先ほど言いました認可外保育園、またうちの方の保育所に入れない子を一時的に保育する一時保育という制度がある。私立さんの方で独自形式ですが、時間的に1時間いくくらいという料金設定をして、たとえば、お母さんが友達と買い物に行きたいから子供を預けたいときとかに使ったり、月15日を限度に預け入れることが出来る。そのような場合、この手法をとっているお母さんたちもいますし、ベビーシッターとって、どこか民間の保育所に「うちの子の面倒を見てください」と頼む。ネットで料金を調べると月60,000円以上と明記されている。先ほど説明した保育料ですが、0歳児など小さい子ほどお金が高い。相場として、プラスアルファで時間外を使い7,8万円を支払っている状況にある。流山市の保育料の最高金額は0歳児65,000円で、年収でいったら1千万円近くの家庭である。そうすると3か月で月1万円くらいの格差が生じるのではないかと想定している。

(山口副会長)

これが認められれば、643万円で57名まるまる来ても、パンクすることはな

いですね。

(保育課)

ただ、保育園の場合4月だけではなく5月、6月と、その都度入所できますので、待機児童がどんどん変動していくのが実情です。

(山口副会長)

57名と仮に固定すれば、予算をオーバーしないということはないですね。

(保育課)

事業系の保育園というのがありまして、病院で看護師さんとかが院内保育ということで、また会社で就職した先の保育園を使っている方もいらっしゃいますが、それとは別に認可外、副会長がおっしゃっていた、ちびっこランド、スターキッズというのがあるんですが、そちらはそういった縛りがなくて、誰でも保育園に入れないう子を受け入れてくれている施設です。

(山口副会長)

流入がどんどん進んでいって待機者等が解消されないと、この制度を作った以上、続いていくということですね、理論上は。

(保育課)

そうですね。一応うちの方は、27年と言うことで制度を整備している。

(伊藤会長)

他にいかがですか。

(松本委員)

もともと分かりにくい。2番に書いてある保育所入所申込書を申請し、不承諾を受けた場合と書いてある。そうすると入れてもらえなかった人に対し補助をしようとするものでしょ。認可を得られなかったということは、認可を得られなかったような人に援助するというか、たしかに6万円は大変な金額だけど、その人たちは、5万円だろうが6万円だろうが関係なくて入れているのではないか。そういう人たちに援助するということは何か分かりにくい。1番に、新たに無認可保育所保育料助成金をしてとなっている。認可をもらえなかったところに、わざわざ入るといいう人はおかしいのではないか。それを規定を作って、1万円かもしれないが助成するというのがおかしいしわかりにくい。待機児童をゼロにするという市長の方針があるからそういう人たちを救ってあげようというのか、わかりにくいので説明してほしい。

(保育課)

児童福祉法の24条というのをございまして、保護者から申し込みがあった場合には、それら児童を保育所において市町村は保育しなければならないというのが、もともとあります。それで入れない方を待機児童というような言い方をしております。もともと保育をするというような申し込みがあれば、保育するという義務がありまして、入れない場合は、家庭的保育とか適切な保護をしなければならないという法律があります。そういった意味で、入れない方については、そういった事情で

待機児童という言い方になってしまいますから、不認可という形で措置をさせていただくわけですが、判定について裁判沙汰になっている事情もあります。

(山口副会長)

よくわかるのですが、無認可ということは認可できないということですよ。一つの保育所としてのそこに何かが、保育所としての認可するに足りない要件があるわけですよ。だから認可されていない、というのが片方にある。松本さんが聞いたことはそういうことだと思うんですが。いわれたとおり児童福祉法で希望者については、市としてそういう措置をする、だから今、東京都でもどこでも問題になっていると思うんですが、それはわかりますが、無認可で何か要件が備わっていない保育園に預けるのは、単純に言えば「いいの」か、ということです。いわゆる無認可ということは、何か基準を満たしていないわけだから、言ってみれば適正なところではない。そういうところに預けても、そこに補助金を出してもいいのかということです。市が、待機児童の解消をしなければならないということはよくわかります。

(松本委員)

児童福祉法24条で、義務があるということであればそこはわかります。認可を得られないような保育所は保育所として認めていないのだから、保育所に行ったということになるのか、あるいは証明書が出ないとか、出なくても行かせたいということなのか、その辺がよくわからない。

(前田委員)

これは、政策的に苦肉の策なんですよ。何か根拠がなければ金を出すわけにはいかない。だからわざわざ要綱を作って出すようにしたわけですよ。

(保育課)

住民感情としましては、好きで無認可に入っている方も仕事の関係でいるかもしれません。ただ、仕事の関係でどうしても、市が保育できなければ無認可に頼らざるを得ない方もいます。その不公平感を調整するために、こういった制度が必要だと考えています。

(山口副会長)

私は理解している。ちびっこランドというのは無認可ですよ。待機児童が出来るということは、施設を増築したり、増設したりすれば待機児童がゼロになり、無認可の保育所がなくなっていく。

(保育課)

無認可保育園と認証保育園の典型的な違いは、保育面積が必要最低限の基準がありまして、それを満たしていないといけない。あとは保育定数ということで、0歳児のお子さん3人に対し保育士1人を絶対配置しなければいけないという基準がありまして、その基準をどうしても満たすことが出来ない施設が市内にある、ちびっこランドさん、スターキッズさんなんですが、認可だろうが無認可だろうが保育園という実態を整えている以上、千葉県で年1度監査を行っております。きちんと保育が出来るのか、ずさんな保育園というわけにはいきませんので、監査を行って、

市も一緒に立ち会いを行っていますので、安全・安心という面では保護者の理解が得られていると思っております。あとは狭いということ、保育士がいないということ、その点なんですけど、保育園の窓口の方もいろいろ展開しておりますが、小規模制度という、27年から新子どもシステムと制度が変わりますが、その時は、小規模保育に切り替えができるような働きかけが必要でないかと検討はしております。

(前田委員)

国も認めているんでしょ。無認可だけれども暫定的にこういうことはしょうがない。それに基づいてるもので、市長の権限でやっているわけではないでしょ。

(保育課)

はい、違います。

(伊藤会長)

認可、無認可について許可するところは、県なのか市なのか。

(保育課)

千葉県になります。

(伊藤会長)

千葉県が認可するかしないか、その辺を県がきちんと指導してもらいたいと思う。中途半端なものをどんどん増やしてもしょうがない。

(山口副会長)

いずれにしても、流山では先に立って保育所を増設したり、色々なことをやっているところですよ。

(保育課)

すべて認可保育園に向けて、誘致等を進めているのが実情です。

(山口副会長)

もう一つ、AEDは先ほどの2つの保育園に増設するということですよ。

(保育課)

4月からオープンする2つの保育園にです。

(山口副会長)

AEDはこれに書いてあるが、5年間はリースで使い、それを過ぎた後も助成していくとなると、将来的にはずうっとやるような気がするんですが、それはどこかで切るのですか、たとえば5年間やります。そのあとは指導していくとか、それ以降がどうなるか、5年が過ぎた後の補助のあり方をどうしていくのか、私立保育園は、市さん、また頼みますよとなっていくのか、AEDを置くことは悪いことではないですが、事業者が置いてくださいと変えていくのか。

(保育課)

事業者という形で本来でしたらお願いをするわけですが、先ほど説明しました第2種社会福祉事業という形で、営利を目的とはしておりませんので、そういった関係で、資金的にも運営費の収益の30パーセントをため込んではいけないという形で、毎年監査を行っております。そういった面からしますと、私立保育所を民間と

いう考え方はそぐわないんですが、経営基盤が強くないのでそういった面につきましては、ある程度続けていかなければいけないのかなという考え方を持っています。
(保育課)

このAEDは、在園している保育園児だけではなく、普段から保育園を園解放して、遊びに来てくださいますとかしておりますので、いろんな人が使えるようにしております。

(山口副会長)

いろんな人が使えるようになっているので、オープンといえばオープンなのかもしれませんが、公共的なものとして。

(保育課)

それと市内に保育所がかなり点在しておりますので、公共施設として補えないエリア等もありますので、そこでAEDのカバーリングもしています。

(山口副会長)

5年過ぎた後も、引き続き補助をやっていきたいという考え方か。

(前田委員)

非常にある面では怖いやり方なんですよね。事故が起きたら国と県と市で誰が責任を取るのか。認可されていれば責任の所在がはっきりする。無認可も認可外もその開設者だけに責任を負わせるだけでは済まない。そういうところまで無認可の場合はいく。だから、難しいが暫定的に苦肉の策でやったんだなと思うんですが、本当はそこまで考えなければ怖い行政措置である。そこまで課長に伝えてもらわなくてもよいですが、そういう性格のもんです。

(松本委員)

無認可だと、人の話し、建物の話しがあるんだけど、建物の方でいえば、無認可だと補助金が出ないということですよ。県とか市からお金をもらえない、というのがデメリットとしてあるが、人があふれているとか、待機児童がいるから解消するために、そこで入所する。建物も1人当たりの面積が小さいんだと思う。幼稚園ならいくら。学校なら2平方メートルなければいけないとかあるが、それが達していないのだと思う。建物が決まっていって人数を多くとっちゃうのでそうになってしまうだろうけど。建物に対しては補助金が出ない。人に対してだけは、市が温情として出そうという感じがする。今、49番と50番と一緒に議論しているのだが、49番の方では、マンションの中に入ったりしていれば、本当は施設が整っていないが、これも一部認めるという感じを受ける。それは厳正にきちんとやっているのか。負担率の話でいえば、最終的に4分の3を認めているわけですね、県で。無認可は外れているんですよ。認可のものだけは、最終的に4分の3を見ている。事業者は4分の1でいい。認可を貰えさえすればお金もたくさんもらえる。親御さんも援助を受けるから、保育所に行かせやすいようにしているということですよ。

(山口副会長)

安心子ども基金はそんなにお金がないんですか、千葉県全体で。

(保育課)

千葉県全体でというような形で運営されています。

(山口副会長)

どこも4千万円ということですか。

(保育課)

県内は同一です。

(山口副会長)

県内では、浦安だろうとどこだろうと、4千万円になったら切りますよと、あとはどこの市も市単でやるということか。

(保育課)

基準額ということで、県の方も満額4千万円くれるわけではない。基準額ということですから半分ということですよ。

(山口副会長)

4千万円が限度なんですよ。限度内でそこまでは、4千万円以上は無条件で駄目。

(伊藤会長)

それでは質疑もかなり出ましたので、よろしいですか。それでは保育課のヒアリングは終わりとします。ありがとうございました。

(事務局)

今の保育課の認可外保育所の算式が違っていたということで、差し替えをしていただいた方がよろしいでしょうか。それでは差し替えをするような形で指示してよろしいですか。

(伊藤会長)

そうですね。

<国保年金課：人間ドック利用助成金>

(伊藤会長)

それでは、国保年金課のヒアリングを行います。なお、念のため質疑を含めて15分でやりたいと思いますので説明をお願いします。

(国保年金課)

国保年金課長の湯浅といいます。今資料を配ります。

それでは、先にお配りしてあります補助金等調査票に沿って説明させていただきます。

まず、人間ドッグの利用助成ということで、平成7年度から施行されております。補助金の趣旨、目的ということですが、国民健康保険法第82条で、保険者に対し健康の保持、増進のため必要な事業を行うよう努力義務が課せられておりまして、これを受けまして、本市の国民健康保険条例第6条で、被保険者に保険事業として、健康診査をはじめ5項目を規定しているところであります。本市としては、健康診

断を奨励して、疾病の早期発見、早期治療による予防の推進をもって、被保険者の健康の保持、増進に資するため、人間ドックの利用に対する助成事業ということを行っております。また、平成24年度においては、本市は健康都市宣言を行っておりまして、こうした事業の主旨に沿ったものと考えております。

効果という点ですけれども、助成対象者というのは国保の被保険者期間が1年以上であり、かつ保険料の滞納がない35歳以上の国民健康保険の被保険者を対象としておりまして、規則の中で指定しております市内の8病院において、これもまた規則で規定しております検査項目を受診するものとなっております。費用につきましては、一律42,000円ということで、その7割に相当する29,400円を市が助成しております。ですから被保険者の方は、12,600円を自己負担することになります。平成20年度から生活習慣病の予防として、特定健康診査、いわゆるメタボ健診というのが保険者に義務化されております。けれども人間ドックの受診者を特定健診の受診率に反映することができまして、受診率は、国、県の平均受診率を大きく上回っており、県内で上位の受診率となっております。健康診断による疾病治療に対する市民意識の醸成が上がっていると考えています。ちなみに受診率ですけれども、平成23年度で国が平均で32パーセント、県が35パーセント、市においては44パーセントということになっております。国は目標値を平成29年度までに60パーセントに上げようということになっています。増額の理由としましては、平成20年度から生活習慣病の予防として特定健康診査の義務化と相まって、こうした市民の健康への意識の高さがあることから、人間ドックの受診者等も年々増えている状況にありまして、こうした状況を考慮して、今回増額をさせていただいております。国民健康保険は特別会計としまして、国保被保険者の保険料等、それに伴う国あるいは県からの補助金で財政運営を行っているというような状況でありまして、それでも全体の予算として150億円ありますが、その一部が足りないということで一般会計から、だいたい8億5千万円ほど入れてもらっている状況であります。

これまでの補助金等審議会の中では、助成金の制度の目的の妥当性や増額についてもご理解を頂いております、A評価を頂いているのが現状です。

(伊藤会長)

質疑が出る前に私から質問します。私は私学共済なので個人的なことですみませんが、間違いがなければ、数年前から私学共済の人間ドックの補助がなくなっていると思うんですが、というのが一点、もう一つは、ドックは昼食等をホテルで取るなど、それらを見ても贅沢な事業の補助である。補助は結構なんですけど、もっと贅沢でない分野の増進が必要かなと。

(国保年金課)

共済ですとか、あるいは健保組合ですとかによって、保健事業というのは盛んであると思いますが、私どもはすべて把握しているわけではないので、すべて配置されているかどうかというのはわかりません。内容についてということですが、この

人間ドックは、あくまでも日帰りの人間ドックの助成ということで、それが豪華かどうか、おそらく病院などによって違うと思うのですが、市の検査内容というのは、あくまでも市内8病院を決めておまして、検査内容が一律という中で、どこの病院で受けても42,000円ということになっています。たとえば、そういうサービスと申しますか、昼食で豪華なものが出るということは、ないのではないかと思います。

(伊藤会長)

失礼しました。

(前田委員)

前は、市のドックには心電図も入っていたし眼底検査も入っていたんですが、今回やらなくてもよくなったんでしょ。

(国保年金課)

法律的には、それは医師の判断の中であるというふうに聞いています。基礎検診の関係の心電図と眼底検査についての経緯は、健康増進課の方でやっているの、その辺については申し訳ないんですが、法律的には医師の判断の中でやるかどうかの選択肢があります。

(前田委員)

そういうように決めてしまうと、ドクターもなかなかやらない。我々が是非やってくれというと、それは保険になるという。そういう点を考えると、除外したのは誤りだったと思う。

(伊藤会長)

私もそう思います。

(国保年金課)

逆にそういう意味では、人間ドックの受診者が増えていく要因なのかもしれません。

(伊藤会長)

人間ドックを受けるというのは、基礎検診をきちんとやるのが大事ではないかと思う。

(前田委員)

私も一時、国保運営協議会の一員だったんですが、その時、脳ドックをやったらどうかということが出まして、当時は、脳外科も含めた正式な資格を持っているドクターがいるのが流山中央病院以外はないので、脳ドックとなるとその病院だけになるということで実現しなかったんですが、その後そういう話しは出てませんか。

(国保年金課)

出ておまして、医師会と協議をしているところです。以前の話しですと、中央病院しかなかったという時がありまして、今は、東葛病院と千葉愛友会、小野クリニックができるのではないかとのお話しがありまして、今、医師会と協議をしているところです。

(前田委員)

そうですか、わかりました。

(柴委員)

実際補助金が、3,087万円、3,675万円、3,733万8千円、4,116万円と、これからますます増えてきますね。

(国保年金課)

脳ドックを含めてやっていこうというのもありまして増えるということで、全体的な国保の財政の中で、当然考えていかなければと思っています。

(伊藤会長)

私が言った人間ドックは、私学共済の経験から言ったわけで、国保年金課の事業というのは、健康増進にとって非常に重要であるということは健康の基本です。それではこれでよろしいでしょうか、ありがとうございました。

<環境政策課：地球温暖化対策奨励金>

(伊藤会長)

環境政策課ですね、お願いします。

(環境政策課)

環境政策課の染谷と申します。

私から、太陽光発電設備設置奨励金の内容につきましてご説明させていただきます。

今お手元にお配りさせていただきました、ストップ温暖化流山2020プラン、正式名称が右上に書いてございます地球温暖化対策実行計画ということで、この計画を平成22年3月に作成したところでございます。この計画というのは、今非常に問題になっております地球温暖化をストップさせるために、流山市ではいち早く取り組んでいまして、この計画自体は平成22年3月に作ったものです。この計画の中、抜粋ということで3ページくらい抜粋しております。この地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するために何をしたらいいのかということで、重点プロジェクトというのをここに挙げさせていただきました。この中の3つ目に再生可能エネルギー利用プロジェクト、これを一つの重点項目として挙げさせていただきました。すなわち、そこに書いてありますように、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入により、ハード面から低炭素型のまちづくりを促進するものでございます。要は太陽光発電を普及させて、この普及により地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を削減していきましょうというのを重点項目の一つとして挙げさせていただきました。この計画に基づきまして、さまざまな取り組みを進めています。この計画の目的というのが、平成19年度と比較しまして平成32年度までに、この二酸化炭素の量を20パーセント削減しましょうというような、具体的な目標を提示させていただいたところでございます。流山市の温室効果ガス、主に二酸化炭素なんですけど、排出の内訳、どこが原因かというところを分析しますと、

いわゆる家庭から出る二酸化炭素が30数パーセントということで、家庭から出る二酸化炭素が非常に高いというのは流山市の特色です。

流山市では、家庭での二酸化炭素の削減の取り組みが重要という認識でございます。特に、平成22年度からはもっとも二酸化炭素削減の効果のある太陽光発電設備に特化して、補助金を交付し普及に力を入れているところでございます。もう一枚、A4の用紙をご覧くださいませ。23年度、24年度と太陽光発電設備に対しまして、補助金を交付したところでございます。23年度は88件、24年度は84件、補助金を交付いたしまして、太陽光発電設備の普及に当たってまいりました。その結果、1の1番下に書いてありますように、年度別二酸化炭素削減量、23年度には168.56t、24年度には169.97t、二酸化炭素がそれぞれ削減出来たと見込んでいるところでございます。実際にはこの計画の中では、毎年200件の太陽光設備に対して、補助金を交付するという目標を立てたところでございます。ただ実際に交付できたのは、88件、84件ということになります。計画達成上の目標は、200件ずつ毎年補助を行っていくということになっております。

そして補助金を支給することによりまして、効果でございますが、この奨励金の内容というのが、太陽光発電設備を設置した市民に対して奨励金を交付するというものです。1キロワット当たり3万円、上限が12万円を交付するものでございます。こうして交付することによりまして、さきほど申しあげましたように、二酸化炭素の温室効果ガスの削減が図れる。また太陽光発電設備というのは、要件の一つとしまして、市内の事業者から太陽光発電設備を購入し設置するというのを要件としておりますので、二酸化炭素の削減と同時に市内経済活性化の効果が期待できる。平成25年度も例年通り9百万円の予算を計上していたところですが、この予算が4月から開始いたしまして、例年ですと1月くらいまで補助金が交付できるペースで進んでいたところですが、今年度は昨年7月で予算が満了してしまったという結果になってしまいました。これは再生可能エネルギー買い取り価格が来年度下がるということで、市民ニーズが高まったということと、流山市の場合は市内の商工業者の皆様と太陽光発電設備の普及拡大策をずっと検討しておりまして、その成果もあったのではないかと考えております。また太陽光発電設備につきましては、議会などからも地球温暖化対策また太陽光発電設備の普及に係る要望が毎年出ている状況でございます。そういったこともございまして、今年の9月議会で、増額の補正をさせていただいたところでございます。

以上が太陽光発電設備設置奨励事業の内容、効果、そして増額補正をさせていただいた理由でございます。

(伊藤会長)

それでは質疑に入ります。

(柴委員)

2020年に20パーセント削減というのは、実現出来そうですか。

(環境政策課)

今24年度の短期目標というのが、9パーセント削減という目標なんですが、今のところ9パーセントに近い見込みで達成できていますので、今の段階では削減できるという見通ししております。ただし、国のエネルギー政策で、今後、原子力がストップしている状況ですので、そういうことを考えると予断を許さない状況かなと思っております。今のところは達成できる方向で進んでおります。

(柴委員)

先月、群馬県の太田市というところにまいりまして、非常に太陽光発電の盛んなところで、ケアレスにもお金をかけていて、太田市というのは日本でも1, 2を争うほど日照時間が長いところだと思うんですけど、流山市に30年住んでいますが、流山市は意外と日照時間が少ないのかなと思ってはいますけれども。

(環境政策課)

確かに太田市と比べると日照時間は少ないのかもしれませんが、たとえば風力発電ですとか、地熱ですとか、そういったものは地域が限られてしまうのですが、太陽光に関しましては、流山の地においても、CO2削減効果がありますので、そういった意味では、非常に効果があると思います。

(柴委員)

おっしゃいましたように、原子力発電の問題もありますし、大気が集まったりして非常に出にくい部分もある。本当に流山市は随分手厚い補助をする。7月に満了してしまうというのも頷けますけれども。家にいるとセールスから何件か電話がかかってきまして、太陽光をつけませんかというセールスがかかってくる。市外の業者だと思うんですね。

(環境政策課)

補足させていただきますと、今委員がおっしゃいました太田市に、流山市も視察に行きまして、太田市のように、流山市も太陽光発電が普及してる町にしたいということで、商工会議所と協議して普及拡大できる方策を検討しています。

(前田委員)

地球温暖化の奨励金ですが、審議会では24年にAランクで評価されたわけですね。時機を得た事業であるということ、それから市内の経済の活性化にも寄与するだろうと。2年間の事業として見直し条項もあるということで評価している。2年間で見直しはやってみたのか。

(環境政策課)

この実績を見ていただきますと、22年度40件、23年度88件、24年度84件ということで、特に25年度は、さきほどの太田市の事例ですとか、先進地域の事例を取り入れて、より普及できるような方策を検討している。下にありますように、以前は1年以上の居住要件を課していたんですが、これを外して、新規に流山市に来た方でも補助が受けられるよう改正等行ったところです。

(前田委員)

それはよくわかったんですが、私が聞いているのは、見直し条項が入っていたのに見直しをしたんですかということです。

(環境政策課)

拡大策については、より普及できるようにしました。

(前田委員)

見直しもしないで前に進んだということか。

(環境政策課)

CO2削減の中で一番効果があるのが、流山市の場合、太陽光発電ではないかということで、太陽光に特化してよいのではないかということです。

(前田委員)

いろいろ前に進んでいるのはいいんですよ。

ただ、要綱に基づいてやっている。そこに2年間で見直しもしますよと、それをやられたかどうかを聞いているのであって、特段やらないで、もっともっと進んで行ったのか、私の方も審議会ですから、審議会の答申というのは重いんですよ。答申をちゃんと読んでいただきたい。

(山口副会長)

教えてほしいんですが、これは県の補助との絡みなんですか、9番の真ん中あたり平成25年度においては、当初予算900万円うち県補助が450万円となっているが、これはどういう意味か。

(環境政策課)

県補助に関しましては、450万ということで予算は計上してあります。

(副会長)

市負担はいくらか。

(環境政策課)

市負担が450万、県補助が450万です。

(山口副会長)

25年度当初予算900万というのは、市と県を合わせて900万ということか。1,666万5千円というのは。

(環境政策課)

追加分は、県から補助金をさらに交付してもらえないかということです。

(山口副会長)

通常でしたら1,666万5千円の半分の833万円が県から来る予定なんですか。

(環境政策課)

補正予算額につきましては、今のところ県の補助の予定はありません。

(山口副会長)

そうすると1,666万5千円から450万円を引いた1,200万円が、市の持ち出しという考え方が。

(環境政策課)

ただし8月に環境部長以下、県に出向きまして増額要望を行っております。

383万2千円の増額要望を行いました。半額ですね。必ず県の補助金が交付されるわけではなくて余った金額が毎年出てくるので、その金額について、残が生じて追加要望があれば各自治体に追加配分されます。昨年度はそういった調整を行ったうえで、さらに年度末において840万円くらいの未執行額が発生したということ聞いておりますので、県に追加配分を要望したいと思っております。

(山口副会長)

1,200万円は市負担で持つけれども、今要望しているから場合によっては、2分の1規定通り貰えるか、そこにいかなければいけない分、市が単独で持つということなのか。

(環境政策課)

それが現状です。

(山口副会長)

新年度1,920万円というのは、どういうことか。960万、960万ということになってますよね。26年度は、県から960万くるのか。

(環境政策課)

来年度は、1次配当で全額出るわけではなくて24年度の実績額しか出ないです。ただし、そこで再調整をして追加分をあとから交付するというようなことになっておりまして、2次配分がどこまで認められるかというのはすごく未確定でして、県で総枠の予算が決まっております。その中で1次配当を行って、残った分を2次配当するというような形になりますので、まるまる半額が保障されるというものではありません。

(山口副会長)

さきほど、24年度84件に見合うものが補助対象となるということだが、1キロワット当たり3万円で12万円が限度というのは、どういう計算になっているのか。1キロワットというのは、太陽光発電を設置するとそこに発電の元のラックがあるのか。

(環境政策課)

補助単価が1キロワット当たり3万円というのは、それぞれつける設備が、4キロのものをつける家庭もあれば3キロのお宅もございまして、それぞれのお宅のキロワット数に応じて補助金が出ます。

(山口副会長)

そういう設置になっているんですか。4キロというと3万円を乗じて12万円が限度でいっぱいになる。それ以上大きなものをつけても12万円を上限を補助するというになっているんですか。

(環境政策課)

はい。

(山口副会長)

県というのはなぜそんなに厳しいのか。県だって地球温暖化対策をやっているわけで、県は何か縛りがあって、県内は全部補助の仕方が同じなのか。

(環境政策課)

本年度は、被災地域に関しては2次配分の時に厚く交付したようです。

(山口副会長)

たとえば、旭市とか災害にあったところにか。それは県の裁量でやっているのか。

(環境政策課)

県の補助金ですので、県の裁量でやっています。

(山口副会長)

今年の900万の450万というのは、23年度の実績に基づいたもので、交付している450万以上は、今のところ出ていないのか。

(環境政策課)

経年変化の中で県の補助の財政も少し変わってきているんですが、今年度で申しあげますと、それぞれの市町村へ2分の1を県費補助で出しているのが原則だったんですよ。私どもは25年度当初予算900万円に対して450万円の県費補助を申請した。これが当初の枠だったので、今回のように流山市の900万円に対して、766万5千円補正を組んだんですが、県の流山市に対する増額分は、当初の中では見込んでいなかったということで、今補助金額の見込みが立っていないということです。昨年までは、流山市は12万円が上限ですが、県の補助は、1件当たり7万円を上限とする方式だったんです。25年度から2分の1になったんですが、また来年度は事業費の2分の1を上限として見込んでいます。ただ、千葉県の内示額が出てない状況ですので、私どもは、補助金制度の2分の1を見込んで計上させていただいてる状況です。

(山口副会長)

そうすると市の方で予算を議会にかけますけれども、その時はこの1,920万円にかけていくわけですか。その時は市の負担は960万円ということですか。

(環境政策課)

そうです。

(伊藤会長)

太陽光発電は屋根の上に設置しますが、地震対応という観点ではどうですか。

(環境政策課)

太陽光発電設備をつける時に、屋根につけて大丈夫かどうか、資格を持っている方が見て、ダメなときは「あぶない」と言ってつけないし、問題ないという場合は、つけるような仕組みになっています。

(伊藤会長)

いずれにしても、裏面の方に書いてあるように地球温暖化異常気象というのは急務ですね。という意味では、自動車の排気ガスを含めて非常に重要です。

(事務局)

今回、地球温暖化対策奨励金を審査の俎上にあげたというのは、当初予算の段階では900万円の2分の1、450万円が県の補助金があるということで、審査の対象とはしなかったんですが、今、お話しのように9月補正で追加した分については、当面、県の補助金が見込めない、単独分だということで、ご審議いただいた方がいいなということで、ここであえてあげさせていただきました。

(山口副会長)

半分貰えないかもしれない。市がその分を持ち出すというようになるということで、それはかけていただいた方がよい。来年だってそうなるかもしれない。

(事務局)

来年も同じようなことが起きるかもしれない。同じように審議をお願いする形になると思います。

(伊藤会長)

ありがとうございました。

以上を持って、無事ヒアリングはすべて終了いたしました。事務局の方から何かありますか。

(事務局)

長時間にわたりましてヒアリングありがとうございました。お疲れ様でした。私の方から次回の日程ということで調整させていただければと思います。

次回、来週につきましては、今回ヒアリングを受けたということで、評価整理ということでご案内させていただいておりますが、来週、火曜日につきましては、会議を開かないということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(伊藤会長)

来週は開かないと、したがって次は - - -。

(事務局)

次回は11月26日、再来週になります。

(伊藤会長)

11月26日、再来週火曜日ですね、予定としては午後2時でよろしいですか。

(事務局)

この前の予定では3時とお知らせしたんですが、昨年は1時間早めということもあったんですが、今回は3時でよろしいですか。

(伊藤会長)

この後、評価を整理したり議論したりあるので、皆さんが2時は都合悪くて3時でなければということであれば。

(廣田委員)

私は授業があるので3時でなければ間に合わない。

(伊藤会長)

それでは、3時ということで。1月26日火曜日、15時開催ということで。

(事務局)

それでは次回は、11月26日火曜日15時から、会場は、またこの302です。

(伊藤会長)

もう一つ大事なこと、評価について。

(事務局)

今日、ペーパーでもお配りしていますが、評価表これを26日、皆さんで議論していただくために、補助金単価で評価コメントを取りまとめたいと思っておりますので、それについて今週または来週の月曜日くらいまで、メールで構いませんのでお願いします。

(松本委員)

20日までということでもいいですか。

(伊藤会長)

事務局が一括整理することを考えると、19日火曜日くらいまでメールでお願いします。

(事務局)

20日でも間に合うようにします。メールでもファックスでも何でも構いません。

(伊藤会長)

評価表については何らかの形で、11月20日水曜日まで事務局にお送りいただければということをお願いします。

長い時間、皆様の協力を得てありがとうございました。

閉 議 16時48分

流山市補助金等審議会
会長 伊藤治夫